

皆野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	人 11,155	千円 3,917,921	千円 88,330	千円 688,022	% 17.6	% 15.8

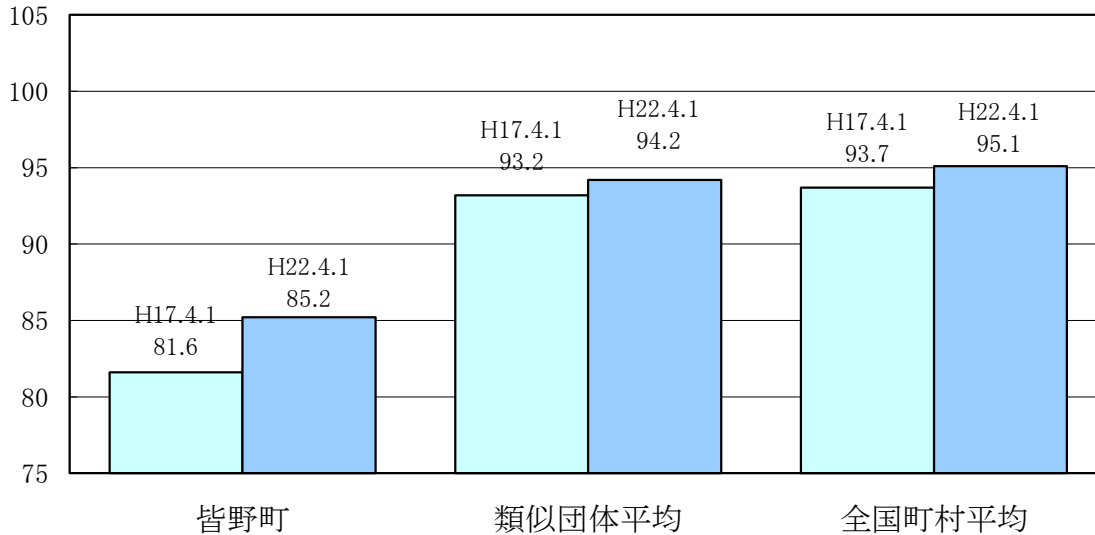
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	81人	270,847千円	40,533千円	107,894千円	419,274千円	5,176千円	5,686千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



<参考> 地域手当補正後ラスパイレス指数

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（22年4月1日現在）

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号級の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
皆野町	43.7 歳	282,200 円	309,900 円	円
埼玉県	44.1 歳	355,552 円	447,648 円	403,778 円
国	41.9 歳	325,579 円	395,666 円	円
類似団体	43.0 歳	316,947 円	359,002 円	342,675 円

②技能労務職（※町は該当なし）

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
皆野町	-	-	-	-	-				
うち用務員									
うち運転手									
埼玉県	53.5歳	565人	365,484円	421,134円	405,527円				
国	49.3歳	3,955人	284,514円	322,291円	-				
類似団体									

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
皆野町	-	-	-
うち用務員	-		
うち運転手	-		

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成20～22年の3ヶ年平均）
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末、勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額に時間外手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていることから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

区 分		皆野町	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	161,600 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（22年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	250,800 円	該当者なし 円	該当者なし 円
	高校卒	該当者なし 円	257,200 円	280,400 円
技能労務職	高校卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円
	中学卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円

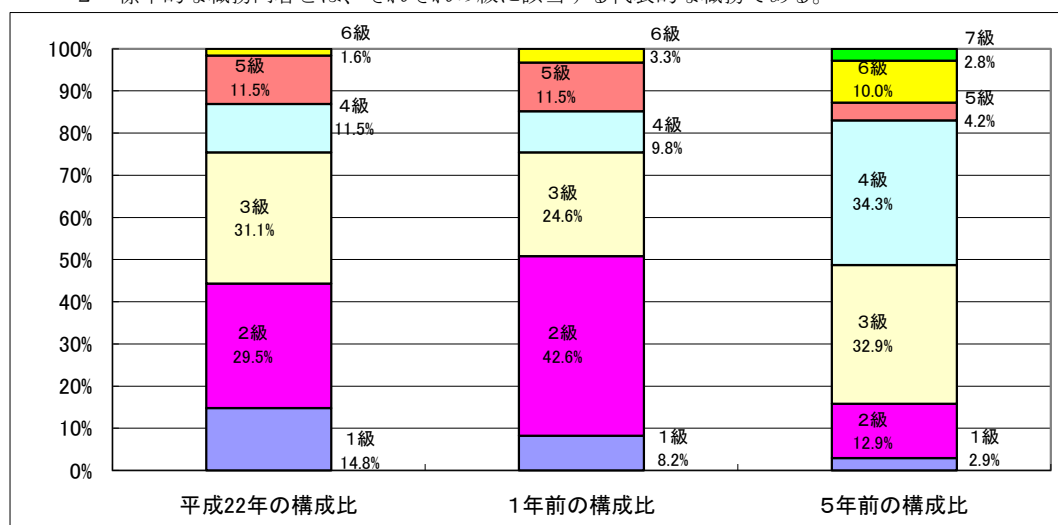
※ 経験年数10年は10年～15年未満、経験年数15年は15年～20年未満、経験年数20年は20年～25年未満の平均

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師の職務	9 人	14.8 %
2 級	主任の職務	18 人	29.5 %
3 級	主査、主席主任の職務	19 人	31.1 %
4 級	主幹、専門員、出先機関の長	7 人	11.5 %
5 級	課長又はこれに相当する職務	7 人	11.5 %
6 級	参事、総務課長又はこれに相当する職務	1 人	1.6 %

- (注) 1 皆野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に7級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級を統合)

(2) 昇給への勤務状況の反映状況

勤務評定は年2回実施しています。昇給への反映は年1回次の通りです。

1 勤務成績が特に良好な職員	5号級以上
2 勤務成績が良好な職員	4号級
3 勤務成績が良好と認められない職員	3号級以下

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

皆野町	埼玉県	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,332千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,790千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 2.90 月分 (1.50) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.70) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50) 月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50) 月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算 20~25%	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (22年 4月 1日現在)

皆野町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 制度なし)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	22,208 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (22年 4月 1日現在)

支給実績(21年度決算)		8,523 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		105 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	3 %	81 人	0 %

※平成21年度をもって廃止

(4) 特殊勤務手当 (22年 4月 1日現在)

支給実績(21年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税事務に従事する職員の特殊勤務手当	町税の滞納整理に関する事務のため出張した者	滞納整理	日額300円
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	防疫作業に従事した職員	防疫作業	1日につき500円
行路死亡人の取扱いに従事する職員の特殊勤務手当	行路死亡人の取扱いに直接従事した者	行路死亡人取扱い	1,000円を超えない範囲

(5) 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	6,528 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	155 千円
支給実績(20年度決算)	4,115 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	77 千円

(6) その他の手当 (22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	①配偶者13,000円 ②配偶者以外2人まで 6,000円 (配偶者非扶養1人目) 6,500円 (配偶者なし1人目) 11,000円 ③その他5,000円 ④満16歳から満22歳までの 子1人につき5,000円加算	同じ		9,323 千円	245,342 円
住居手当	①借家・借間 家賃に応じて月額 27,000円以内	同じ		3,011 千円	231,615 円
通勤手当	①交通機関(鉄道等)利用者 運賃額に応じて月額最高 55,000円まで ②自家用車等利用者・通勤 距離に応じた定額	同じ		2,771 千円	46,183 円
管理職手当	①課長・事務局長・教育次長 10% ②主幹・出先機関の長 6%	異なる	国は定額	6,900 千円	363,157 円
宿日直手当	①5時間以上4,200円 ②5時間未満2,100円	同じ		1,212 千円	20,896 円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜ られた場合に支給→勤務1 時間当たりの給与額×135%	同じ		365 千円	33,181 円

6 特別職の報酬等の状況 (22年4月1日現在)

区分	給料	月額	等
給料	市区町村長	480,000 円 (678,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 896,000 円 480,000 円
	副町長	547,000 円 (588,000 円)	689,000 円 470,200 円
	収入役	— 円	円 — 円
報酬	議長	265,000 円	408,000 円 240,000 円
	副議長	210,000 円	340,000 円 176,000 円
	議員	190,000 円	320,000 円 155,000 円
期末手当	市区町村長 助役 収入役	(21年度支給割合) 4.15 月分	
	議長 副議長 議員	(21年度支給割合) 4.15 月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	給料月額×勤続期間月数×35/100×115/100	任期满了時
	収入役	給料月額×勤続期間月数×21/100×115/100	任期满了時

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

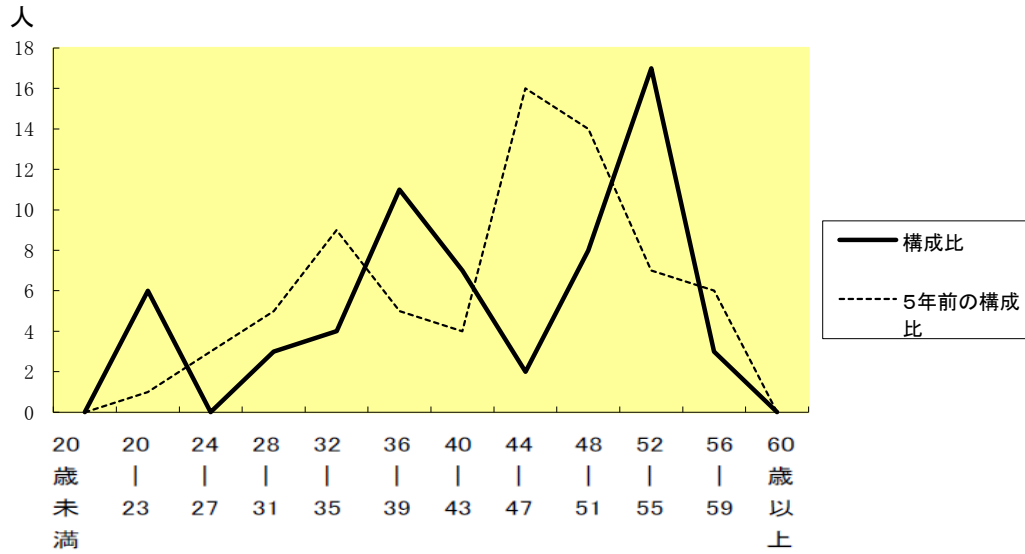
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成21年	平成22年		
普通会計部門	議 会	2	2	0	
	総 務	18	15	△ 3	
	税 務	9	9	0	
	労 働	0	0	0	
	農 林 水 産	4	4	0	
	商 工	2	3	1	
	土 木	7	7	0	
	民 生	6	7	1	
	衛 生	8	8	0	
	小 計	56	55	△ 1	
教育部門	26	26	0		
消防部門	0	0	0		
小 計	82	81	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 72.61人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 103.29人)	
公営企業計等部門	その他	7	7	0	
	小 計	7	7	0	
合 計		89	88	△ 1	
		[127]	[127]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 一般行政職年齢別職員構成の状況（22年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	0人	3人	4人	11人	7人	2人	8人	17人	3人	0人	61人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	65	62	56	57	56	55	△10 (△15%)
教育	30	30	29	29	26	26	△4 (△13%)
普通会計計	95	92	85	86	82	81	△14 (△15%)
公営企業等会計計	6	8	8	7	7	7	1 (17%)
総合計	101	100	93	93	89	88	△13 (△13%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。